

第27回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月31日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員
8番 浅野 徳昭委員	9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員
12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員	14番 中川 浩幸委員
15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員	17番 松下 裕幸委員
18番 佐藤 泰正委員	20番 野澤 勲委員	21番 志賀 忠浩委員

(以上 18名)

4. 欠席委員

11番 佐藤 裕司委員 19番 福西 範委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名 15番 瀬戸 賢成委員
18番 佐藤 泰正委員

6. 議事日程

会期決定について 令和5年 8月 31日 (1日)

報告第44号 現況証明願について (市街化区域)
報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第119号 現況証明願について
議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第122号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第123号 参考賃借料の設定について
議案第124号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見
聴取について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第27回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
まず初めに、議席の変更につきまして、鉏路市農業委員会会議規則第7条第4項の規定により、会長よりお諮りいたします。
ただいまご着席のとおり議席を変更いたしたいと思ひます。
これにご異議ございませんか。

委員
委員一同

異議なし

議長
野村会長

ご異議なしと認めます。
つきましては、議席はただいまご着席のとおりといたします。
次に、本日の出席者は18名です。
議事録署名人に15番、瀬戸賢成委員、18番、佐藤泰正委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日8月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

委員
委員一同

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第44号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第44号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、面積 ㎡の土地について、所有者である 氏より現況証明願があり、8月3日、事務局職員2名で現地調査を行っ

たところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、8月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第44号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

議長
野村会長

それでは、議案書8ページでございます、報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の届出がありました。

議案書9ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和3年4月5日、相続し所有権を取得したとして、令和5年8月1日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に、表の2番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他30筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和5年1月14日、相続し所有権を取得したとして、令和5年7月28日、その旨の届出があり、7月31日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、2件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第119号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、議案第119号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で1件、音別地区で2件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が13ページと14ページでございます。

公簿地目が牧場である、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の土地について、

所有者である[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願がございました。

8月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が13ページと15ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他2筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願がございました。

8月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が16ページと17ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者である[]氏より現況証明願がございました。

8月22日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、議案書12ページの表の4番は、資料が18ページから20ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]、他2筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人である、土地家屋調査士の[]氏より現況証明願がございました。

8月21日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の5番は、資料が18ページと21ページにございます。

公簿地目が原野である、[]、他3筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者である[]氏より現況証明願がございました。

8月21日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野及び農業用施設用地であると確認致しました。

以上、5件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の水野幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第119号「現況証明願」の1番から2番について、報告致します。

1番は、所有者が[]氏で、申請者は[]氏より地目変更のため、現況証明願の提出がありました。

公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[]、面積が[]㎡の土地についてであります。令和5年8月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認致しました。

次に、2番は、所有者が[]氏で、申請者は[]氏より、地目変更のため、現況証明願の提出がありました。

公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]、他2筆、合計[]㎡の土地についてであります。令和5年8月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、いずれも農地採草放牧地以外で、利用

状況は原野であることを確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤泰正委員より報告をお願いします。

委員
佐藤泰正委員

議案第119号「現況証明願」の3番について報告致します。

現況証明願の3番は、 氏が所有する、公簿地目が畑、農振白地にある、 、面積が ㎡の土地についてであります。令和5年8月22日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

佐藤泰正委員、ありがとうございました。

次に、4番と5番の現地調査結果について、調査委員長の瀬戸賢成委員より報告をお願いします。

委員
瀬戸委員

議案第119号「現況証明願」の4番から5番について、報告致します。

4番は、所有者が 氏で、申請者は 氏より、地目変更のため、現況証明願の提出がありました。公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、 、他2筆、合計 ㎡の土地についてであります。令和5年8月21日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認致しました。

次に5番は、 氏が所有する、公簿地目が原野、農振農用地区域にある、 、他3筆、合計 ㎡の土地についてであります。令和5年8月21日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は原野及び農業用施設用地であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は、農地採草放牧地以外の原野及び農業用施設用地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

瀬戸賢成委員、ありがとうございました。

それでは、議案第119号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第119号「現況証明願」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第119号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の22ページでございます、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で7件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書23ページの表の1番は、資料が26ページと27ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が26ページと28ページでございます。

■■■■氏が所有者を代表する、■■■■、他6筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が26ページと29ページでございます。

■■■■氏が所有者を代表する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、議案書24ページの表の4番は、資料が26ページと30ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他6筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が31ページと32ページでございます。

■■■■氏が所有者を代表する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、表の6番は、資料が31ページと33ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

次に、議案書25ページの表の7番は、資料が31ページと34ページから37ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他14筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で貸借を行うものでございます。

以上、7件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から7番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から7番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、 氏が所有する、 、面積が ㎡の農用地について、 に年間 円で 賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他6筆、合計 ㎡の農用地について、 に、年間 円で 賃貸借を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、 氏が所有する、 、面積が ㎡の農用地について、 氏に、年間 円で 賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他6筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他2筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、6番の申請の内容は、 氏が所有する、 の内、他2筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で 賃貸借を行うものであります。

次に、7番の申請の内容は、 氏が所有する の内、他14筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で 賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年8月17日、鉏路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

それでは、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委

員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書38ページでございます、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認ください。

議案書39ページの表の1番は、資料が議案書40ページから48ページにございます。

が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、令和6年9月30日までの使用貸借にして、砂利採取を行うための一時転用の許可申請がありました。

本申請地は第1種農地ですが、砂利採取のための一時転用に当たり不許可の例外に該当いたします。

また、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくをお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の佐藤泰正委員から報告をお願いします。

委員
佐藤泰正委員

議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について調査報告致します。

本内容は、が所有する、の1筆、㎡の農用地について、の使用貸借して、砂利採取のための一時転用を行うものです。

また、本申請地であるは第1種農地ですが、不許可の例外である砂利採取のための一時転用に当たり、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

令和5年8月22日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は1年であり、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

議長
野村会長

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

佐藤泰正委員、ありがとうございました。
それでは、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

議案書の49ページにございます、議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書50ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、令和5年3月決算の報告となります。

次に、農地所有適格法人要件確認書の2番は、
で、令和5年3月決算の報告となります。

これらの件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、2件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番につきましては、成田俊英委員が役員を務める法人に関する案件であり、2番につきましては、二谷幸裕委員、中川浩幸委員が役員を務める法人に関する案件でありますので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番、次に2番を審議することと致しますので、成田俊英委員は退室をお願い致します。

(成田俊英委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については、原案のとおり決定致します。
退室されている成田俊英委員は入室して下さい。

(成田俊英委員入室)

事務局
塩田事務局長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に2番を審議致しますので、二谷幸裕委員、中川浩幸委員は退室をお願い致します。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第122号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については、原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員入室)

2番は、原案のとおり決定致しました。

議長
野村会長

次に、議案第123号「参考賃借料の設定」について審議致します。
事務局より、説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書51ページでございます、議案第123号「参考賃借料の設定」について説明致します。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。

なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

釧路市における令和4年1月から令和4年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を52ページの別表のとおりまとめましたので報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第123号「参考賃借料の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第123号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第123号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に議案第124号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について審議いたします。事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、53ページでございます、議案第124号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について、説明致します。

農業経営基盤強化促進法、第6条第1項により、釧路市では、農業経営基盤の強化の促進に関する目標となる「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め運用されてきましたが、農業経営基盤強化促進法の改正による北海道の基本方針の改訂に伴い、基本構想を変更したところであります。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、市町村は、基本構想を定めようとするときは、農業委員会の意見を聴いて、手続きを進めることとなっており、今回、この変更した基本構想について、農業委員会に意見を求められております。

皆様には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」を事前に配付しておりますが、今回の見直しについて、本日、釧路市の担当者であります、産業振興部農林課の神成課長補佐から説明をして頂きます。

よろしくお願い致します。

(神成課長補佐の説明)

事務局

塩田事務局長

ただいま農林課から説明がありました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第124号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

松下委員

5ページの個別経営体の内容が現状に即してないので、農業経営発展の目標を立てにくいのではないかと。

農林課

神成課長補佐

今後、経営の指標を作成する際は、より現状を反映する形で作成していきたい。

議長

野村会長

その他、何かございませんか。

それでは、原案の「基本構想」のとおり同意することに決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 8月 31日

議長 野村 照明

署名委員 神成 賢成

署名委員 佐藤 泰正